

公益社団法人日本ホッケー協会 海外渡航安全対策規程

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下、「JHA」とする。）に関連する国外の大会及び遠征等における海外渡航の際の危機への対処及び危機を発生防止すべく、総合的な安全対策体制を整えるため必要な事項を定め、迅速な対応、対処をするためのものである。

(定義)

第2条 この規程において、危機とは、海外渡航における選手またはそれに関わる全ての者の生命に直接かつ重大な被害若しくは影響を及ぼし、または及ぼすおそれのある緊急の事態をいう。

(海外渡航安全対策会議の設置)

第3条 危機があると認識したとき、または、突発的に危機に遭遇した場合に、副会長（総務担当）の招集により速やかに海外渡航安全対策会議を設置し、海外渡航の安全対策を講じることとする。

(海外渡航安全対策会議の組織)

第4条 海外渡航安全対策会議は、議長及び委員をもって組織する。

(1) 議長は、副会長（総務担当）をもって充てる。

(2) 議長は、会務を総括する。

(3) 委員は、専務理事、総務委員会委員長、広報委員会委員長、国際委員会委員長、技術委員会委員長、強化本部本部長および総務委員会海外渡航安全対策部長をもって充てる。

(4) 副会長（総務担当）が出席できないときは、総務委員会委員長が議長を代行する。

(5) 会議の庶務は、事務局長または事務局員を充てる。

2 海外渡航安全対策会議で決定された事項は、速やかにJHA会長に報告し、必要に応じて関係する組織（国際ホッケー連盟、アジアホッケー連盟またはJHAが管轄する組織）へ通達しなければならない。

(危機に関する情報の収集、伝達および管理)

第5条 海外渡航安全対策部長は、情報の収集に努め、集約したものを海外渡航安全対策会議において伝達する。また、その会議録を作成し、JHAに保管し管理しなければならない。

(実施細目)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、副会長（総務担当）が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年1月20日から施行する。